

20 県安 第 1 4 5 6 号

平成 2 0 年 8 月 2 6 日

経済産業省原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 様

福島県生活環境部長

保全プログラムを基礎とする新検査制度の導入について

今般の定期検査間隔の長期化を可能とする検査制度の導入につきましては、当県といたしましても、今回の「保全プログラムを基礎とする検査の導入について」に関する意見募集におきまして、安全水準の維持向上がどう図られるのか十分説明すべき、又、高経年化プラントについては十分慎重に対応していくべき等、様々な懸念に対して国が見解を明確に示されるとともに、立地地域を始め国民に十分な説明を行われるよう意見を提出いたしました。

このたび、貴職では、当県の意見を含め当該意見募集に寄せられた全 1 1 1 件の意見に対する回答を第 2 9 回「検査の在り方に関する検討会」で審議し、その結果を本日公表されましたが、現在は、安全規制機関として、不正問題に対する再発防止対策の着実な積み重ねや説明責任を的確に果たすなどにより、立地地域をはじめ国民の信頼回復に全力を傾注することが何よりも求められていると認識しております。

つきましては、貴職におかれましては、定期検査間隔の長期化とりわけその高経年化プラントへの適用に関し、特に慎重に対応するとともに、立地地域を始めとする国民の理解が得られるよう丁寧でわかりやすい説明を行うなど、安全、安心の確保を最優先に対応されるよう要請いたします。

(担当 原子力安全対策課 課長 佐々木信博 電話 024-521-7252)